

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）  
都道府県事業実施方針

都道府県名 大分県

策定：令和5年3月10日

I 収益性向上対策

1 目的

環太平洋パートナーシップ協定等の発効を踏まえ、水田・畑作・野菜・果樹・特用林産物等の産地が創意工夫し、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより、産地の競争力強化を図る取組を加速化させる。  
本県農業において、産地の高収益化に向けた取組を加速化させるため、

- ①おおいた農林水産業活力創出プラン2015
- ②農業振興地域整備基本方針
- ③農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ④人・農地プランまたは地域計画
- ⑤水田収益力強化ビジョン
- ⑥大分県果樹農業振興計画
- ⑦大分県花き振興計画
- ⑧大分県穀類乾燥調整貯蔵施設整備構想
- ⑨大分県しいたけ振興計画
- ⑩水田農業高収益化推進計画

との整合性を図りながら、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	
共通	○収益向上に向けた取組の成果目標等は以下のとおり。ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。
水稲（新規需要米、加工用米、業務用品種等を含む）、麦、大豆・そば	<p>【水稲】 主食用米は、競争力のある売れる米づくりを進めるため、高品質・良食味・安全・安心な商品づくりを基本とし、実需者ニーズに即した産地づくりを行う。具体的には、効率的な生産体制整備による低コスト栽培の推進、つや姫や食味に着目した区分出荷米の作出による県産米のイメージリーダーづくり及び流通や実需と連携した産地づくりを進める。非主食用米（飼料用米、WCS用稲等）は、積極的な作付拡大と多収品種の導入による生産力の向上を目指す。</p> <p>【麦】 作付可能地域への作付拡大、単収向上並びに高品質化を目指すとともに、足腰の強い大規模経営体を育成し、高品質な原材料麦を安定供給できる産地づくりに取り組む。</p> <p>【大豆】 栽培適地への作付推進と圃場の団地化や輪作体系の確立を図り、単収を向上させることによる生産性の改善と品質の高位安定化を目指す。</p> <p>【そば】 既存産地を中心に作付拡大、単収向上並びに高品質化を目指す。</p>

	<p>○生産コスト又は集出荷コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化を推進する。</li> <li>・ 高性能機械の整備による担い手の機械作業の効率化を推進する。</li> <li>・ 穀類乾燥調製貯蔵施設の再編整備や機能強化によるコスト削減を推進する。</li> <li>・ 単収の向上による収穫量当たりの生産コストの削減を推進する。</li> </ul> <p>【コスト削減効果の比較の考え方】</p> <p>生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設）</p> <p>集出荷コスト削減 → 集出荷施設のみ計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能。</p> <p>○販売額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作付面積の拡大や単収の向上及び高品質化による経営安定を推進する。</li> </ul> <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実需者ニーズに即した産地づくりを推進する。</li> </ul> <p>○需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実需者ニーズに即した産地づくりを推進する。</li> </ul>
<p>野菜</p> <p>①戦略品目 （白ねぎ、こねぎ、トマト、いちご、ピーマン、にら、高糖度かんしょ）</p> <p>②その他地域推進品目 （大葉、みつば、サトイモ、キャベツ、たまねぎ、にんにく、ほうれんそう、こまつな、たかな、ばれいしょ、にんじん、だいこん、かんしょ、かぼちゃ、とうもろこし、レタス等）</p>	<p>県の戦略品目7品目（白ねぎ、こねぎ、トマト、いちご、ピーマン、にら、高糖度かんしょ）を中心に、大規模野菜団地の育成や集出荷貯蔵施設の再編合理化、省力機械化体系の導入、農産物処理加工施設の整備、省エネ化と経営の安定化に向けた省エネ機器の導入等により、産地の収益性向上を図る取組を支援する。</p> <p>○販売額10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐候性ハウス等の栽培施設整備や、ICTを活用した高度環境制御技術の導入等により、収益性の高い施設野菜産地の形成を推進する。</li> <li>・ 機械化一貫体系の導入により、収益性の高い露地野菜産地の形成を推進する。</li> <li>・ 農産物処理加工施設の整備等により高付加価値化を図り、収益性の高い産地形成を推進する。</li> </ul> <p>○集出荷コスト10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集出荷貯蔵施設の再編整備や効率化・高機能化等により、集出荷コスト削減を図る。</li> </ul> <p>○生産コスト10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省力化機械及び生産性向上につながる省エネ設備等の導入により、省力化・効率化に向けた取組を推進する。</li> </ul> <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省力化機械の導入及び農産物処理加工施設の整備等により、食品企業等と連携した産地づくりを推進する。</li> </ul> <p>○燃油等の化石燃料からエネルギー転換に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大</li> <li>○燃油使用量の15%以上の低減</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設園芸産地の省エネ機器等の導入により、経営力を強化する取組みを推進する。</li> </ul>
<p>花き</p> <p>①戦略品目 （キク・スイートピー）</p> <p>②その他地域推進品目 （ほおずき等）</p>	<p>県の戦略品目2品目（キク、スイートピー）を中心に、花き団地の育成や省力機械化体系の導入、省エネ化と経営の安定化に向けた省エネ機器の導入等により、産地の収益性向上を図る取組を支援する。</p> <p>○販売額10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐候性ハウス等の栽培施設整備や高度環境制御装置の導入等により、収益性の高い花き産地の形成を推進する。</li> </ul> <p>○生産コスト10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省力化機械、省エネ設備、ICTの導入・活用により花き栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進する。</li> </ul> <p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率化及び省力化施設・機械の導入等により、労働生産性の向上に向けた取組を推進する。</li> </ul> <p>○燃油等の化石燃料からエネルギー転換に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大</li> <li>○燃油使用量の15%以上の低減</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設園芸産地の省エネ機器等の導入により、経営力を強化する取組みを推進する。</li> </ul>

<p>果樹</p> <p>①戦略品目 (ハウスみかん、なし、ぶどう、かぼす)</p> <p>②その他地域推進品目 (キウイフルーツ等)</p>	<p>県の戦略品目4品目(ハウスみかん、なし、ぶどう、かぼす)を中心に、大規模果樹団地の育成や省力・低コスト化に向けた機械の導入、集出荷貯蔵施設の再編合理化、農産物処理加工施設の整備、省エネ化と経営の安定化に向けた省エネ機器の導入等により、産地の収益性向上を図る取組を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○販売額10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐候性ハウス等の栽培施設整備や、ICTを活用した高度環境制御技術の導入等により、収益性の高い果樹産地の形成を推進する。</li> <li>・高品質な果実の安定生産につながる生産資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組を推進する。</li> <li>・農産物処理加工施設の整備等により高付加価値化を図り、収益性の高い産地形成を推進する。</li> <li>・大苗生産用の種子種苗生産関連施設の整備等により、未収益期間を短縮することで収益性の高い産地形成を推進する。</li> </ul> </li> <li>○生産コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・省力化機械、省エネ設備、ICTの導入及び活用により、果樹栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進する。</li> <li>・集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の高度化を推進する。</li> </ul> </li> <li>○輸出に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>○直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加</li> <li>○新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上</li> <li>・高品質な果実の安定生産につながる生産資材等の導入により、輸出向け果実の生産増加に向けた取組を推進する。</li> <li>・省力化機械の導入により、輸出向け高品質果実の安定的生産の取組を推進する。</li> </ul> </li> <li>○燃油等の化石燃料からエネルギー転換に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>○省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大</li> <li>○燃油使用量の15%以上の低減</li> <li>・施設園芸産地の省エネ機器等の導入により、経営力を強化する取組みを推進する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>茶</p>	<p>下記の取組により、産地の収益性向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○販売額10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培体系の機械化により収益性の高い茶産地の形成を推進する。</li> <li>・農作物被害防止施設の整備により、収益性の高い茶産地の形成を推進する。</li> <li>・高品質な茶生産に向けて荒茶加工機械の導入を推進する。</li> </ul> </li> <li>○生産コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・省力化機械の導入、広域荒茶加工施設の整備により、省力化・効率化に向けた取組を推進する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>地域特産作物</p> <p>(葉たばこ、大麦若葉、桑、きのこ等)</p>	<p>下記の取組により、産地の収益性向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○販売額10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培体系の機械化、一貫化、効率化等により収益性の高い産地の形成を推進する。</li> </ul> </li> <li>○生産コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・省力化、省エネ機械の導入等により、省力化・効率化に向けた取組を推進する。</li> </ul> </li> </ul>

### 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

#### (1) 本事業の推進、指導

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向けて、県関係課室及び振興局や市町村等の関係機関が連携し、本事業の推進・指導に当たるものとする。

#### (2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各協議会の構成団体である県(関係課室、振興局)及び市町村に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど、審査精度を高めるように努めるものとする。

また、産地パワーアップ計画の審査は、県関係課室及び振興局が、取組主体事業計画の審査は市町村が実施するものとする。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
水稲（新規需要米、加工用米、業務用品種等を含む）・麦・大豆、そば	○取組要件 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産省事務次官依命通知（以下「交付等要綱」という。））別記2-3の別紙1、共通1、2及び3の要件等を満たす取組を事業対象とする。
野菜 ①戦略品目 （白ねぎ、こねぎ、トマト、いちご、ピーマン、にら、高糖度かんしょ） ②その他地域推進品目 （大葉、みつば、サトイモ、キャベツ、たまねぎ、にんにく、ほうれんそう、こまつな、たかな、ばれいしょ、にんじん、だいこん、かんしょ、かぼちゃ、とうもろこし、レタス等）	○補助対象施設 交付等要綱の別表2のⅡ整備事業のメニュー欄に掲げる施設を助成対象とする。
花き ①戦略品目 （キク・スイートピー） ②その他地域推進品目 （ほおずき等）	
果樹 ①戦略品目 （ハウスみかん、なし、ぶどう、かぼす） ②その他地域推進品目 （キウイフルーツ等）	
茶	
地域特産作物 （葉たばこ、大麦若葉、桑、きのこ等）	

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
<p>水稲（新規需要米、加工用米、業務用品種等を含む）・麦・大豆、そば</p>	<p>○取組要件 交付等要綱別記2の別紙1の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p>
<p>野菜</p> <p>①戦略品目 （白ねぎ、こねぎ、トマト、いちご、ピーマン、にら、高糖度かんしょ）</p> <p>②その他地域推進品目 （大葉、みつば、サトイモ、キャベツ、たまねぎ、にんにく、ほうれんそう、こまつな、たかな、ばれいしょ、にんじん、だいごん、かんしょ、かぼちゃ、とうもろこし、レタス等）</p>	<p>○補助対象機械及び資材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の助成対象とする機械及び資材は、交付等要綱別記2の別紙1に定める内容の他、県が定める別表1「生産支援事業における補助対象機械・資材」のとおりとする。</li> <li>・補助対象機械及び資材の導入規模は、取組主体事業計画の目標等それぞれの目的に合致したものであって、過剰な投資とならないよう投資効果等を検討したうえで決定するものとする。</li> </ul>
<p>花き</p> <p>①戦略品目 （キク・スイートピー）</p> <p>②その他地域推進品目 （ほおずき等）</p>	
<p>果樹</p> <p>①戦略品目 （ハウスみかん、なし、ぶどう、かぼす）</p> <p>②その他地域推進品目 （キウイフルーツ等）</p>	
<p>茶</p>	
<p>地域特産作物 （葉たばこ、大麦若葉、桑、きのこ等）</p>	

### ③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
水稲（新規需要米、加工用米、業務用品種等を含む）・麦・大豆、そば	<p>○取組要件            交付等要綱別記2の別紙1の要件等を満たす取組を事業対象とする。ただし、技術実証については、事業終了後に本事業で「生産コストの10%以上削減」又は「販売額の10%以上の増加」の取組を実施することを前提とする。</p> <p>○補助対象機械            技術実証に取り組む場合の補助対象機械については、生産支援事業と同じく別表1のとおりとする。</p>
園芸作物 (野菜、花き、果樹、茶)	
地域特産作物 (葉たばこ、大麦若葉、桑、きのこ等)	

#### (2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

### 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

取組内容及び対象経費等の確認については、次により行う。

#### I 基金事業

##### 1 整備事業

「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成31年4月1日付け30食産第539号、30生産第2220号、30政統第2193号 農林水産省食品産業局長、生産局長、政策統括官通知 令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号 農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知（以下「事務取扱」という。））第3に掲げる関係書類等をもって確認する。

##### 2 生産支援事業及び効果増進事業

###### (1) 計画申請時

①申請者の規約（取組主体が、農業協同組合、公社、個人の場合を除く）、②能力・台数などの算定根拠、③見積書（3社以上）の写し、④カタログ、⑤事業実施位置図（5万分の1程度の市町村地図に施設等の導入場所を明示すること。）など

###### (2) 請求時

①入札関係書類（3社以上）、②契約書、③リース料の支払口座が確認できる書類（リース事業）、④納品書、⑤借受書（リース事業）、⑥請求書、⑦領収書（支払い済みの場合）、⑧出来高写真、⑨財産管理台帳の写しなど

#### II 整備事業

事務取扱第3に掲げる関係書類等をもって確認する。

(注) 実施要綱及び実施要領に基づき実施するものとする。

## 6 取組主体助成金の交付方法

- 取組主体への助成金の交付については、市町村を経由して間接補助金として交付することとする。
- 県協議会が取組主体となる事業については、県から直接補助金として取組主体に交付する。

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

(1) 取組主体に対して、事業実施前に重要事項を地域協議会等を通じて周知

### ○契約に当たっての条件（交付等要綱第13）

- ・売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- ・上記により契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

### ○助成金の返納（交付等要綱別記2の第13）

- ・取組主体助成金を受けた後に交付等要綱に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。

### ○補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納（交付等要綱第9）

- ・補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを返納しなければならない。

### ○財産の管理等（交付等要綱第23）

- ・助成金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ・取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

### ○財産処分の制限（交付等要綱第24）

- ・取得財産等のうち、適正化法施行令第13条4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- ・適正化法第22条の規定により財産の処分が制限される期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則第5条及び別表の規定により定める処分制限期間とする。
- ・処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

### ○取組主体事業計画の評価（交付等要綱別記2の第16）

- ・取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、地域協議会長等に報告するものとする。
- ・なお、知事が特に認める場合については、事業実施年度から4年度目に、果樹の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

(2) 取組主体の要件

取組主体は、実施要綱の別表2に定める、以下に掲げるものとし、成果目標の成果や事業評価にあたって、決算書など数値の根拠となる明確な資料を有している経営体または団体とする。

- ・都道府県
- ・市町村
- ・公社
- ・土地改良区
- ・農業者
- ・農業者の組織する団体（3戸以上の営農集団、農業協同組合）
- ・民間事業者

## 8 その他

【目標年度】（交付等要綱別記2の第6関係）

交付等要綱別記2の第6による知事が特に必要と認める場合は以下のとおりとする。

○果樹の耐候性ハウス等の栽培施設整備を伴う事業

・この場合、果樹においては品目特性上、植栽後に育成期間を必要とし収益の発生しない未収益期間が生じるため、その間に目標達成は困難であることから、目標年度を事業実施年度の5年後までの範囲で定めることができることとする。

○果樹の大苗生産用の種子種苗生産関連施設整備を伴う事業

・果樹では、植栽後の早期の収益確保を図るため大苗生産に取り組む産地があり、台木から通常苗木までの育成期間の3年に加えて、更に1～2年の大苗育成期間を必要とするため、その間に目標達成は困難であることから、目標年度を事業実施年度の5年後までの範囲で定めることができることとする。

○茶の加工施設整備に伴う事業

・茶においては地域の実情を鑑み、早急な加工整備が必要とされるが、現在新植による面積拡大の途上であり、植栽後に育成期間を必要とし収益の発生しない未収益期間が生じるため、その間に目標達成は困難であることから、目標年度を事業実施年度から起算して5年までの範囲で定めることができることとする。

【その他】この実施方針に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

Ⅱ 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

策定：令和5年3月10日

近年の施設園芸農家等の少子高齢化・後継者不足が進む中、産地の維持と将来の競争力強化を進めるためには、各産地の創意工夫と発意によって既存の農業用ハウスや樹園地等の生産基盤を活用し、次世代に継承していくことの維持が重要である。

このため、本県の農業について、

- ①おおいた農林水産業活力創出プラン2015
- ②農業振興地域整備基本方針
- ③農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ④人・農地プランまたは地域計画
- ⑤水田収益力強化ビジョン
- ⑥大分県果樹農業振興計画
- ⑦大分県花き振興計画
- ⑧大分県穀類乾燥調整貯蔵施設整備構想
- ⑨大分県しいたけ振興計画
- ⑩水田農業高収益化推進計画

との整合性を図りながら、地域の生産基盤の強化を図りながら担い手等に円滑に継承していくための取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	
<p>野菜、果樹、花き （施設野菜、施設果樹、施設花き）</p>	<p>県の戦略品目（白ネギ、こねぎ、トマト、いちご、ピーマン、にら、高糖度かんしょ、ぶどう、ハウスみかん、かぼす、キク、スイートピー）、地域推進品目（大葉、みつば、サトイモ、キャベツ、たまねぎ、にんにく、ほうれんそう、こまつな、たかな、ばれいしょ、にんじん、だいこん、かんしょ、かぼちゃ、とうもろこし、レタス、キウイフルーツ、ほおずき等）を中心とした、団地の育成（維持）に向けた施設の継承による産地の収益性向上（維持）を図る取組を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設園芸品目の作付面積又は販売額の増加（維持） <ul style="list-style-type: none"> <li>・継承ニーズの把握と既存ハウスの改修・再整備</li> <li>・継承するハウスへの高度環境制御装置等の導入</li> </ul> </li> <li>○各取組主体においては、産地の目標の達成のため、それぞれの成果目標について以下の取組を優先的に支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点品目の生産開始 高付加価値化に資する県の戦略品目及び地域推進品目等の生産拡大のため、栽培開始に必要な内部設備の導入を推進</li> <li>・契約販売率の増加 周年的な契約販売を行い、安定的な収入を得るため、周年でハウス内環境を最適に保つための複合環境制御装置等の導入を推進</li> </ul> </li> </ul>
<p>水稲、野菜、果樹、花き、 地域特産作物等 （生産技術の継承・普及に向けた取組のうち農業機械の安全取扱技術の向上支援）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総作付面積の維持又は増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクタが作業機を付けたまま公道走行できるようにするために、大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）の取得のための実技及び座学による研修会を開催及びトラクタ持ち込みによる免許試験機会を提供</li> </ul> </li> <li>○ 各取組主体においては、産地の目標の達成のため、それぞれの成果目標について以下の取組を優先的に支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産コストの低減 作業機を着脱せずにほ場間を移動することによる生産コストの低減のため、免許の取得機会を拡大する研修等の開催を支援。</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働生産性の向上 作業機を着脱せずにほ場間を移動することによる労働生産性の向上のため、免許の取得機会を拡大する研修等の開催を支援。</li> </ul>
野菜、果樹、水稻、花き、 地域特産作物等 (生産装置の継承)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設園芸品目の作付面積又は収益性向上（維持）するための、以下の取組を支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・後継者のいない農業用ハウスと、受け手のニーズの把握、リスト化の整理</li> <li>・広報用資料やセミナー等による情報提供、円滑なマッチングのための取組</li> <li>・再整備、改修した農業用ハウスを円滑に継承するための維持・管理の取組</li> </ul> </li> <li>○各取組主体の目標達成に資する以下の取組を支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点品目の生産開始のため、既存ハウスにおける栽培品目の転換の推進</li> <li>・契約販売率を増やすため、安定した周年栽培への転換の推進</li> </ul> </li> </ul>
野菜、果樹、水稻、花き、 地域特産作物等 (生産技術の継承)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設園芸品目の作付面積又は販売額を増加（維持）するための、以下の取組を支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培管理、労務管理等の実証</li> <li>・技術継承、普及のための研修等による人材育成</li> </ul> </li> <li>○各取組主体の目標達成に資する以下の取組を支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働生産性向上に資する栽培管理技術を実証・普及するための実証ほの設置</li> <li>・生産コスト削減に向け、栽培管理等の研修の取組</li> </ul> </li> </ul>

### 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

#### (1) 本事業の推進、指導

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向けて、県関係課室及び振興局や市町村等の関係機関が連携し、本事業の推進・指導に当たるものとする。

#### (2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各協議会の構成団体である県（関係課室、振興局）及び市町村に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど、審査精度を高めるように努めるものとする。

また、産地パワーアップ計画の審査は、県関係課室及び振興局が、取組主体事業計画の審査は市町村が実施するものとする。

### 4 取組要件

#### (1) 基金事業

##### ① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件
施設野菜、施設花き、施設果樹	<ul style="list-style-type: none"> <li>○取組要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付等要綱の別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</li> </ul> </li> <li>○補助対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付等要綱の別記2の別紙2の別紙2のIの1の(4)に定めるハウスの再整備・改修、機械設備等の導入・リース導入とする。</li> </ul> </li> </ul>

##### ② 果樹園・茶園等の再整備・改修

対象作物	取組要件

果樹、茶、地域特産作物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○取組要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付等要綱の別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</li> </ul> </li> <li>○補助対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付等要綱の別紙2のIの2の(4)に定めるものを対象とする。</li> </ul> </li> <li>○果樹等の改植を行う場合の対象品目・品種 <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表2の「果樹の改植を行う場合の対象品目・品種」及び茶を対象とする。</li> </ul> </li> </ul> <p>【選定理由】 国内において一定の需要が見込まれることや、輸出の取組を行っている品目・品種もあることから、競争力があると認め、対象とする。</p>
--------------	---

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

### ③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件
園芸作物、土地利用型作物、地域特産作物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○取組要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付等要綱の別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</li> </ul> </li> <li>○補助対象機械及び資材 <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付等要綱の別記2の別紙2のIの3の(4)に定める内容の他、県が定める別表1「生産支援事業における補助対象機械・資材」のとおりとする。ただし、ハウスの内部施設を除く。</li> <li>・補助対象機械及び資材の導入規模は、取組主体事業計画の目標等それぞれの目的に合致したものであって、過剰な投資とならないよう投資効果等を検討したうえで決定するものとする。</li> </ul> </li> </ul>

### ④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
野菜、花き、果樹、水稲、地域特産作物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○取組要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付等要綱の別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</li> <li>・協議会全域で取組を行うものとする。</li> <li>・取組主体は交付等要綱の別記2の別紙2の要件を満たす者とし、都道府県は取組主体に対して助言を行うものとする。</li> </ul> </li> </ul>

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件
水稲、野菜、果樹、花き、茶、地域特産作物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○取組要件                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付等要綱の別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</li> </ul> </li> <li>○補助対象経費、機械及び資材                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付等要綱の別記2の別紙2のIの5の(3)に定める内容の他、県が定める別表1「生産支援事業における補助対象機械・資材」のとおりとする。</li> <li>・技術実証は、栽培管理や労務管理等の技術のうち、産地において次世代に継承していくことを前提としたものとする。</li> </ul> </li> <li>○農業機械の安全取扱技術の向上支援を行う場合の取組内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）の取得のための実技及び座学（実技の講習を必須とする。）による研修会等を開催する。研修では、当該免許の取得に関連した農業機械の取扱技術の習得、道路運送車両法等の関係法令の知識の習得等を行うことができるものとする。</li> <li>・本取組に必要な農業機械はトラクター、けん引式作業機等とする。</li> </ul> </li> </ul>

(2) 整備事業

交付等要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

<p>取組内容及び対象経費等の確認については、次により行う。</p> <p>I 基金事業</p> <p>(1) 計画申請時</p> <p>①申請者の規約（取組主体が、農業協同組合、公社、個人の場合を除く）、②能力・台数などの算定根拠、③見積書（3社以上）の写し、④カタログ、⑤事業実施位置図（5万分の1程度の市町村地図に施設等の導入場所を明示すること。）、⑥施設等の継承計画、⑦既存施設等の写真・位置図など</p> <p>(2) 請求時</p> <p>①入札関係書類（3社以上）、②契約書、③リース料の支払口座が確認できる書類（リース事業）、④納品書、⑤借受書（リース事業）、⑥請求書、⑦領収書（支払い済みの場合）、⑧出来高写真、⑨財産管理台帳の写しなど</p> <p>II 整備事業</p> <p>事務取扱第3に掲げる関係書類等をもって確認する。</p>
--

## 6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

○下記に掲げた項目のポイント数により、優先順位を設定する。

○ポイントが同点の場合は、効果額の大きい産地の計画を優先する。

項 目	内 容	目 標	ポ イ ン ト	備 考
(1) 対象品目	稲、麦、大豆、そば、白ねぎ、こねぎ、トマト、いちご、ピーマン、にら、高糖度かんしょ、大葉、みつば、サトイモ、キャベツ、たまねぎ、にんにく、ほうれんそう、こまつな、たかな、ばれいしょ、にんじん、だいこん、かんしょ、かぼちゃ、とうもろこし、レタス、キク、スイートピー、ほおずき、ハウスみかん、なし、ぶどう、かぼす、キウイフルーツ、茶、葉たばこ、大麦若葉、桑、きのこ等		5ポイント	
(2) 販売額目標	販売額の増加	+ 10%以上 + 15%以上 + 20%以上	3ポイント 4ポイント 5ポイント	
(3) 面積	産地生産基盤パワーアップ計画の面積が面積要件の100%以上	× 100%以上 × 120%以上 × 140%以上	3ポイント 4ポイント 5ポイント	新規取組品目の場合は、3ポイントとする。
(4) 担い手の育成	人・農地プランの中心的経営体		2ポイント	
	認定農業者、認定新規就農者		1ポイント	
(5) 農地の集積・集約	農地中間管理機構からの農地借受者		3ポイント	

## 7 取組主体助成金の交付方法

○取組主体への助成金の交付については、市町村を経由して間接補助金として交付することとする。

○県協議会が取組主体となる事業については、県から直接補助金として取組主体に交付する。

## 8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

### (1) 取組主体に対して、事業実施前に重要事項を地域協議会等を通じて周知

#### ○契約に当たっての条件（交付等要綱第13）

- ・売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- ・上記により契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

#### ○助成金の返納（交付等要綱別記2の第13）

- ・取組主体助成金を受けた後に交付要綱、実施要綱及び実施要領に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない。

#### ○補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納（交付等要綱第9）

- ・補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを返納しなければならない。

#### ○財産の管理等（交付等要綱第23）

- ・助成金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ・取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### ○財産処分の制限（交付等要綱第24）

- ・取得財産等のうち、適正化法施行令第13条4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- ・適正化法第22条の規定により財産の処分が制限される期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則第5条及び別表の規定により定める処分制限期間とする。
- ・処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

#### ○取組主体事業計画の評価（交付等要綱別記2の第16）

- ・取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、地域協議会長等に報告するものとする。
- ・なお、知事が特に認める場合については、事業実施年度から4年度目に、果樹の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

### (2) 取組主体の要件

取組主体は、実施要綱の別表2に定める、以下に掲げるものとし、成果目標の成果や事業評価にあたって、決算書など数値の根拠となる明確な資料を有している経営体または団体とする。

- ・都道府県
- ・市町村
- ・公社
- ・土地改良区
- ・農業者
- ・農業者の組織する団体（3戸以上の営農集団、農業協同組合）
- ・民間事業者

## 9 その他

### Ⅲ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

#### 1 目的

策定：令和5年3月10日

生産性向上や収益性の高い品目への転換による生産者の経営基盤の強化に繋げるため、堆肥等の施用による継続的な土づくりの取組を実証を通じて推進し、農地土壌の生産力の維持・増進や、環境保全型農業の普及拡大を図ることを目的とする。

#### 2 基本方針

本県では、近年、有機物の施用量が減少傾向にあり、特に水田での地力低下が課題となっている。一方、米の消費量が年々減少していく中、これまでの米に偏った農業から脱却し、高収益な園芸品目等を中心とした生産構造への転換を図っており、品目に応じた地力増進や排水対策による生産基盤の強化が不可欠である。そこで、「主要農作物施肥及び土壌改良指導指針（平成23年改訂）」及び「大分県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成28年改正）」に基づき、堆肥などの有機質資材の投入を中心に、土壌の物理性や化学性の改善を図ることで、生産性向上や収益性の高い品目への転換を推進し、生産者の経営基盤の強化や、環境保全型農業の推進に繋げていく。

#### 3 本事業の推進・指導方針・体制

##### (1) 本事業の推進・指導

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係部局（県農林水産部地域農業振興課、農地活用・集落営農課、園芸振興課、振興局、農林水産研究指導センター）、市町村、農協、県再生協議会と連携し、推進・指導に当たるものとする。

##### (2) 本事業の体制

- ・産地パワーアップ計画の作成：大分県農業再生協議会
- ・取組主体計画の審査：大分県農業再生協議会
- ・作物・ほ場の選定：農業者組織（集落営農法人、生産部会等）、大分県（振興局（普及指導センター））、市町村
- ・土壌及び作物体の分析：全農、農協（大分県農協等）、民間分析機関、大分県
- ・堆肥等の調達・運搬・保管・施肥：農業者組織（集落営農法人、生産部会等）、農協（大分県農協等）、堆肥業者、畜産者・法人（コントラクター含む）
- ・堆肥等を用いた土づくりの指導：大分県、農協（大分県農協等）

#### 4 取組要件

交付等要綱の別記2、別紙2のIの6に掲げられた要件等を満たすものとし、具体的には以下のとおりとする。

・土づくりの対象地域は、県内全域とする。また、対象作物は、普通作（麦類、大豆、そば、ハトムギ）及び園芸品目（野菜類、果樹類、花き類、特用作物）とする。ただし、園芸品目は、大分県園芸戦略品目（白ねぎ、こねぎ、トマト、いちご、ピーマン（パプリカ）、にら、高糖度かんしょ、ハウスみかん、なし、ぶどう、かぼす、キク・スイートピー、茶）、地域推進品目（大葉、みつば、サトイモ、キャベツ、たまねぎ、にんにく、ほうれんそう、こまつな、たかな、ばれいしょ、にんじん、だいこん、かんしょ、かぼちゃ、とうもろこし、レタス、なす、パシル、スナップえんどう、きゅうり、トウガラシ、パセリ、ごぼう、アスパラガス、ごま、ゴーヤ、インゲン、チンゲンサイ、ハーブ類、わさび、ケール、しょうが、枝豆、柑橘類、ブルーベリー、キウイフルーツ、ほおずき、なばな、ストック、ヤマジノギク、トルコギキョウ、アルストロメリア、カスミソウ等）、地域特産作物（葉たばこ、大麦若葉、桑等）とする。

・施用する堆肥の種類は、牛糞堆肥及びペレット堆肥（牛糞・豚糞由来）、また牛糞堆肥の入手が困難な地域では豚糞堆肥とし、完熟したものを利用する。また、入手先は、特殊肥料届出業者とし、ナス科、マメ科あるいはキク科に施用する場合は、「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策マニュアル（（独）農業・食品産業技術研究機構（2009））」を参考に、生育障害の防止を図る。

・施肥設計を実施する。その際には、標準的な施肥量を「主要農作物施肥及び土壌改良指導指針」、「大分県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」あるいは、「安心いちばんおおい産農産物認証制度に係る化学肥料並びに化学合成農薬の使用基準及び慣行基準（大分県慣行基準、平成29年改訂）」により確認の上、実施する。

・取組主体による土づくり効果の確認のため、実証前後の土壌分析を実施する。

・ペレット堆肥の施用による土づくりを行う場合は栽培実証を実施する。

## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

堆肥等の施用を行うほ場の位置図、土壌等の分析及び堆肥等の購入等の各取組に係る計画書、見積書及び請求書等により確認する。

## 6 取組主体助成金の交付方法

地目や作物毎に設定した単価を上限に、市町村を経由して交付する。申請に係る手続きについては、県交付要綱に基づき行う。  
なお、全作物30,000円/10a（ペレット堆肥の場合は35,000円/10a）を上限とする。

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

- (1) 契約に当たっての条件について（交付等要綱第13）  
事業費決定に係る契約は、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付しがたい場合、又は一般競争入札に付して落札に至らない場合は、その理由を明確にし、3者以上による指名競争入札に付するものとする。入札後は、速やかにその結果を知事へ報告するものとする。ただし、取組主体が農業者及び農業者の組織する団体であって、競争入札に付しがたい事情がある場合は、予めその理由を明確にし、3者以上の関係業者から見積を徴収することにより最低価格を提示した業者との契約ができるものとする。
- (2) 助成金の返納について  
事業要件を満たさないことが判明した場合は、交付等要綱別記2第13の定めにより助成金を返納しなければならない。
- (3) 状況報告及び事業の評価（交付等要綱別記2の第16）  
取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、地域協議会長等に報告するものとする。  
なお、知事が特に認める場合については、事業実施年度から4年度目に、中間的な評価を実施するものとする。
- (4) 継続的な土づくりの実施について  
堆肥等の実証的な土づくりの取組の実施後、地域において引き続き継続して堆肥等の施用による土づくりの継続と拡大に努める。

## 8 その他